

# 「山ノ内町例規管理システム」データベース構築及び維持更新等業務委託 仕様書

## 1. 目的

この仕様書は、本町の例規管理に係る事務の効率化と法制執務体制のさらなる充実を目的に実施する標記業務委託にあたり、山ノ内町例規管理システム（以下「システム」という。）の再構築及び構築後のシステム維持更新に係る仕様等を定めるとともに、本業務の見積書作成のために必要な事項を明らかにするものである。

## 2. 業務概要

山ノ内町例規集に登載されている条例、規則等をデータベース化し、Web での検索、表示、印刷等の機能にとどまらず、例規起案審査機能を備えたシステムの再構築等を行うとともに、構築後のシステムの維持管理等を行うものである。

## 3. 仕様

### (1) 基本仕様

- ① LGWAN 環境における IDC（インターネット・データ・センター）にサーバを設置し管理する方式によりサービスを提供できる構成とする。
- ② 庁内 LAN に接続している全てのパーソナルコンピューター端末で、システムによる例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとする。

#### 【動作環境】

- O S : Windows 10 以上
  - ブラウザ : Microsoft Edge(Chromium 版)、Google Chrome
- ③ データベースの構築は、山ノ内町からデータで提供する山ノ内町例規集（令和 7 年 1 月 14 日内容現在、現行例規約 975 件：有効 850 件、廃止 125 件）を対象とする。
  - ④ 1 年間の改正件数は、約 80 件とする。

### (2) 初期構築対象

- ① データベースは、令和 7 年 4 月 1 日内容現在の山ノ内町例規集の現行例規及び同時点で山ノ内町例規集に登載されている過去例規を対象として構築する。各コンテンツの詳細は以下のとおり。

#### ア 現行例規

令和 7 年 4 月 1 日内容現在の現行例規のデータを構築する。尚、構築するデータは山ノ内町が提供する。

#### イ 廃止例規

令和7年4月1日内容現在の山ノ内町例規集に搭載されている廃止例規。例規間リンク及び引用法令へのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む）、種別検索が可能なデータを構築する。尚、構築するデータは山ノ内町が提供する。

ウ 過去例規

山ノ内町が提供する平成23年度以降の内容のHTMLデータを登録し、例規集として閲覧できるようにすること。

エ 原議

現在登録している原議（令和7年1月14日内容現在 約797件）の閲覧が可能なデータを登録すること。尚、提供する原議の一覧とWordデータは山ノ内町が提供する。

### (3) システム仕様（例規）

① 例規・原議検索

ア 例規・原議検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号から例規及び原議を検索できる機能があること。

イ 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む）を閲覧できる機能があること。

ウ 本文表示機能

例規本文、原議本文を表示する機能があること。

エ 見え消し表示機能

例規本文画面からワンクリックで1つ前の施行日と比較可能な見え消し表示機能があること。なお、見え消し表示については法制執務に則った文言単位での表示とすること。

オ リンク機能

条文中の例規・法令の引用箇所についてリンクアンカーが設定され、該当箇所を表示できる機能があること。

カ 原議リンク機能

例規沿革情報から原議本文表示できる機能があること。また、原議本文は例規本文と同様のデータ形式とすること。

キ 本文出力機能

例規全文（原議本文含む。）又は選択した条、項、号等をWord形式又はRTF形式でダウンロードできる機能があること。

ク 新旧対照表出力機能

例規本文を新旧対照表形式にて Word 形式又は RTF 形式でダウンロードできる機能があること。

ケ 出力フォーマット設定機能

例規条文・新旧対照表の出力設定ができる機能があること。

② 例規起案・審査

ア 条文編集機能

- ・クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Web ブラウザ上で条文を編集できる機能があること。
- ・追加又は削った条項号を自動で一括繰り上げ下げする機能があること。
- ・多段改正機能があること。
- ・複数例規を一括して改正する「等改正」や「整理条例（規則等）」の生成機能があること。
- ・別表改正において行の追加等が Excel 同様の感覚で操作できること。また、システム外で作成した Word や Excel の表を取り込み、原議や新旧対照表へ反映できる機能があること。

イ 改正文生成機能

条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能があること。

ウ 新旧対照表生成機能

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能があること。

エ 条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能があること。さらに、日本語表記及び形式事項については、条項号単位での点検が可能なこと。

オ データ取込み機能

システム外で作成した新規制定及び一部改正の例規データファイルをシステムに取り込み、システム上で編集し、法制執務の観点から点検できる機能があること。

カ とけ込ませ後条文表示機能

とけ込ませ後の条文をシミュレーション表示し、見え消し形式でも確認できる機能があること。

(4) システム仕様（法令・判例）

① 法令検索システム

- ア 現行の法律・政令・省令を検索・閲覧できること。
- イ 官報掲載法令を検索・閲覧できること。
- ウ 法令本文から関連する法令、通知、判例を表示できること。
- エ 法令本文から委任、罰則規定等の参照条文を表示できること。
- オ 更新は週に 1 回実施すること（制定改廃が無かった週は除く）。

## ② 法令制定改廃情報提供システム

- ア 法令制定改廃情報を原則として官報発行の3営業日後には提供できること。
- イ 法令の制定改廃等により影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。
- ウ 制定改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できること。
- エ 公布法令の概要（あらまし）を確認できること。
- オ 例規の制定改廃に伴うモデル案を確認できること。
- カ 法令の制定改廃等により影響を受ける例規を、所管課ごとにその都度メールにて配信できること。

## ③ 判例検索システム

- ア 公式判例集及び判例雑誌に掲載された判例を検索・閲覧できること。
- イ 判例集に記載された判事事項のほか、事案の概要及び判例要旨を表示できること。
- ウ 判例本文から関連する法令を表示できること。
- エ 更新は週に1回実施可能であること。

## ④ 全国例規集検索等システム

### ア 例規検索機能

- ・都道府県、市区町村、一部事務組合等の例規を用語、題名等（複数用語指定も可）から検索・閲覧できること。
- ・本町の例規との比較によって類似度の高い例規を全国の市区町村等から検索・閲覧できること。
- ・検索結果を施行日順で一覧表示できること。

### イ 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている全国の自治体の例規を検索・閲覧できること。

### ウ 本文比較機能

- ・全国の自治体の任意に選択した例規を対象に文言単位で比較表を生成・出力できること。
- ・本町の例規と任意に選択した例規（本町の他の例規、他自治体の例規のいずれも対応）について文言単位で比較表を生成・出力できること。
- ・全国の自治体の任意に選択した例規を対象に1つ前の施行時点との新旧対照表を文言単位で自動生成・出力できること。
- ・検索された本町の例規と類似度が高い任意の全国の自治体の例規を比較し、比較元と比較先の例規の違いを、色分け、見え消しで表示できること。

### エ 本文出力機能

全国の自治体の任意に選択した例規全文をダウンロード、印刷できること。

### オ 様式出力機能

全国の自治体の任意に選択した様式をダウンロード、印刷できること。

#### カ 検索結果出力機能

全国の自治体の検索条件に合致した例規の一覧をダウンロード、印刷できること。

### (5) 法制相談サービス

#### ① 法制執務相談

例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し、日常で生じる疑義の照会や相談について対応すること。

#### ② 先行事例提供

新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。

### (6) システム操作サポートサービス

① システム導入後、本町からの求めに応じ、職員に対し操作説明研修会を実施すること（年1回までを限度とする）。

② 操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール等）を設置すること。

### (7) データ更新

① 更新データについてはシステム上で受け渡しができること。

② 各議会定例会終了後にデータ更新を行うこと（年4回以上、最大年12回）。更新期限は、改正原稿送付後、30日以内にデータ更新を完了すること。

### (8) ホームページ公開用例規データ

体系及び五十音から検索できる機能を有したホームページ公開用例規データを都度作成し、ホスティングサービスにて提供すること。

## 4. 営業サポート

営業担当者は、法令改正等（税制改正に関する資料及び例規システムへ取り込み可能な改正文等）の都度、情報提供を行うものとする。また、併せて近隣自治体の動向も逐次提供することとし、議会前には上程の可能性がある例規の情報提供を資料提供すること。

例規集システムのバージョンアップが実施された際には、説明資料を持参の上、本町例規担当者に説明すること。

## 5. 保守等について

(1) 機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応をすること。

(2) 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧など、データの復旧に対し万全の体制を整えること。

(3) 受託者のデータセンターにおける専用サーバについて、ウィルスチェックソフトの導入により、既知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。

- (4) システムは、24 時間、365 日制限なく利用できること。ただし、システム保守等のために運用停止が必要となる場合には、事前に本町に報告すること。運用停止の際は、システム上に案内文等を表示し、利用者に対して通知を行うこと。

## 6. 機密保護

本契約で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用し、または開示してはならない。また、磁気媒体等に記録された情報についても漏えいを防ぐ対策を講じること。

## 7. 納入方法

受託者のデータセンターに専用サーバを設置し、インストールするものとする。

## 8. 納入時期

システム再構築については令和 7 年 9 月 30 日までに完了して納入すること。

## 9. 見積金額の算出方法

「3. 仕様 (1) 基本仕様 ウ及びエ」で示した例規件数、年間更新件数を基礎数値とし、本仕様書により業務を遂行するために必要な費用について、令和 7 年度の初期構築費用及び導入初年度維持更新費用、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間の維持更新に係る年間費用を年度ごとに算出すること。

## 10. データの引継ぎ

本業務の契約期間の満了や契約の全部または一部の解除またはその他の事由によりシステムの利用を終了するときは、受託者は本町の指示に従って必要なデータを無償で提供するとともに、データ引継ぎについて誠意をもって対応すること。

## 11. セキュリティポリシーの遵守

本業務の履行にあたっては、山ノ内町セキュリティポリシーについて十分理解の上、規定を遵守すること。

以上